

行動計画及び支援チーム運営マニュアル新旧対照表（目次及び図表の年次更新箇所は省略）

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画	
第5版（案）	第4版
<p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章</p> <p>4. 1～4. 3 [略]</p> <p>4. 4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方</p> <p>1) [略]</p> <p>2) 広範囲にわたる災害の発生等に対応するため、他ブロックとの支援・受援についても、連携体制の整備を目指し、相互連携を深めるよう努めるものとし、他のブロックにおいて大規模災害が発生し、当該ブロックの行動計画だけでは対応できない事態が発生した場合において、環境省本省又は被災地域の地方環境事務所から支援を要請されたときは、他のブロック内の被災自治体への支援チームの派遣について検討するものとする。</p> <p>3)～5) [略]</p> <p>第5章・第6章 [略]</p> <p>【附則資料】</p> <p>関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル</p> <p><u>関東ブロック一般廃棄物処理施設広域連携実施マニュアル</u></p>	<p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章</p> <p>4. 1～4. 3 [略]</p> <p>4. 4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方</p> <p>1) [略]</p> <p>2) 広範囲にわたる災害の発生等に対応するため、他ブロックとの支援・受援についても、連携体制の整備を目指し、相互連携を深めるよう努める。</p> <p>3)～5) [略]</p> <p>第5章・第6章 [略]</p> <p>【附則資料】</p> <p>関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル</p>

関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル	
新（案）	旧
<p>1～7 [略]</p> <p><u>8 他ブロックへの支援チーム派遣の考え方</u></p> <p><u>他のブロック内の被災自治体へ支援チームを派遣する場合における支援チームの設置、活動その他の手続については、前項までの定めに準じて実施するものとする。ただし、関東ブロック内での支援チームの派遣は、プッシュ型を基本とするが、他ブロックへの支援チームの派遣に関しては、環境省本省又は被災地域の地方環境事務所からの支援要請があった場合に検討する。この場合において、関東地方環境事務所は、環境省本省及び被災地域の地方環境事務所と情報を共有しながら、被災自治体の状況を調査し、支援チームの設置に必要な情報を収集し、関東ブロック協議会構成員と共有する。また、支援チームの派遣者には、被災状況、インフラの復旧状況を踏まえ、特に交通手段、宿泊施設等の詳細な情報を提供するよう努める。</u></p> <p><u>関東ブロック内での支援チームの派遣に関しては、概ね1週間程度を目途に協議会構成員に支援チームの設置を周知するとしているが、他のブロック内への支援チームの派遣にあっては、環境省本省又は被災地域の地方環境事務所からの支援要請の後に速やかに支援チームの設置を周知することになる。また、被災地域の地方環境事務所の行動計画だけでは対応できない規模の災害廃棄物処理に係る業務を支援しなければならないことから、支援期間が長期化することもあり得る。</u></p>	<p>1～7 [略]</p>

